

豊川市監査公表第18号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年4月11日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	松 下 広 和

別紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

豊川市民病院 庶務課、医事課、経営企画室、臨床研修センター、
医療安全管理センター、地域連携センター

2 監査の範囲

平成27年4月1日～平成29年1月26日

3 監査の実施期間

平成28年11月7日～平成29年1月26日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

- ア 随意契約に関する事務について
- イ 補助金・交付金に関する事務について
- ウ 公金の取扱事務について

(2) 一般項目

- ア 契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について
- ウ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

- (ア) 医療器械及び備品の購入に係る指名競争入札を実施するにあたり、1者からの見積徴収及び個別協議により、予定価格を設定しているが、市に準じて、複数者からの見積によって、予定価格を決定されるよう改善されたい。
- (イ) 医療器械及び備品購入の取扱について、市民病院器械備品選定委員会設置要綱及び市民病院器械備品購入事務取扱要領に基づき、購入機種を選定を行っているが、この要綱及び要領に協議内容等の記載がなく、委員会の任務及び機種を選定する事務手順が不明確であるため、改正されたい。